

第5期小樽市障害福祉計画
第1期小樽市障害児福祉計画

平成30年3月

小 樽 市

目 次

I 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画が目指す目的 3
- 4 計画の基本的方針 3
- 5 計画の期間 4
- 6 計画の策定に当たって 4

II 障害者手帳交付者数及びサービス提供体制の状況

- 1 障害者手帳交付者数の推移 6
- 2 主なサービス提供基盤の整備状況 8

III 計画推進の具体的な取組

- 1 障害福祉サービスの提供体制の確保 12
- 2 相談支援の提供体制の確保 13
- 3 障がい児支援の提供体制の確保 14

IV 平成32年度における成果目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 15
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 15
- 3 地域生活支援拠点等の整備 16
- 4 福祉施設から一般就労への移行 17
- 5 障がい児支援の提供体制の整備 18

V 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

- 1 「訪問系サービス」のサービス見込量 19
- 2 「日中活動系サービス」のサービス見込量 20
- 3 「居住系サービス」のサービス利用見込者数 21
- 4 「相談支援」のサービス利用見込者数 22
- 5 「障害児支援」のサービス利用見込者数 22
- 6 「障害児通所支援」のサービス利用見込者数 23

VI 地域生活支援事業の実施

- 1 実施する事業の内容 24
- 2 サービス量の見込み 27

VII その他

- 1 権利擁護の推進 30
- 2 コミュニケーション支援の推進 30
- 3 心のバリアフリーの推進 31

VIII 計画の推進等

- 1 連携・協力の確保 32
- 2 計画の点検・評価 32
- 3 情報提供 32

I. 計画策定の趣旨等

1 障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨

近年、国においては、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、様々な制度を整備してきたところです。

平成18年4月には、「障害者自立支援法」の施行により、身体及び知的障がいに加え、精神障がいも含めた一元的な制度を確立するとともに、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

また、都道府県及び市町村に対して、「障害福祉計画」の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入したところです。

その後、平成25年4月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

この法律においては、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならないとされています。また、難病の方も障害福祉サービスの対象となり、相談支援体制の強化、サービス等利用計画の作成の義務化なども図られたところです。

平成30年4月施行の児童福祉法の一部改正においては、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の策定を義務付け、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みを導入します。

また、障害者総合支援法の一部改正も予定され、新たなサービスが追加されることで、障がいのある人の地域生活が一層支援される体制となります。

障害福祉計画並びに障害児福祉計画は、障がいのある人やサービス提供事業者等の現状をとらえ、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの実現をめざします。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

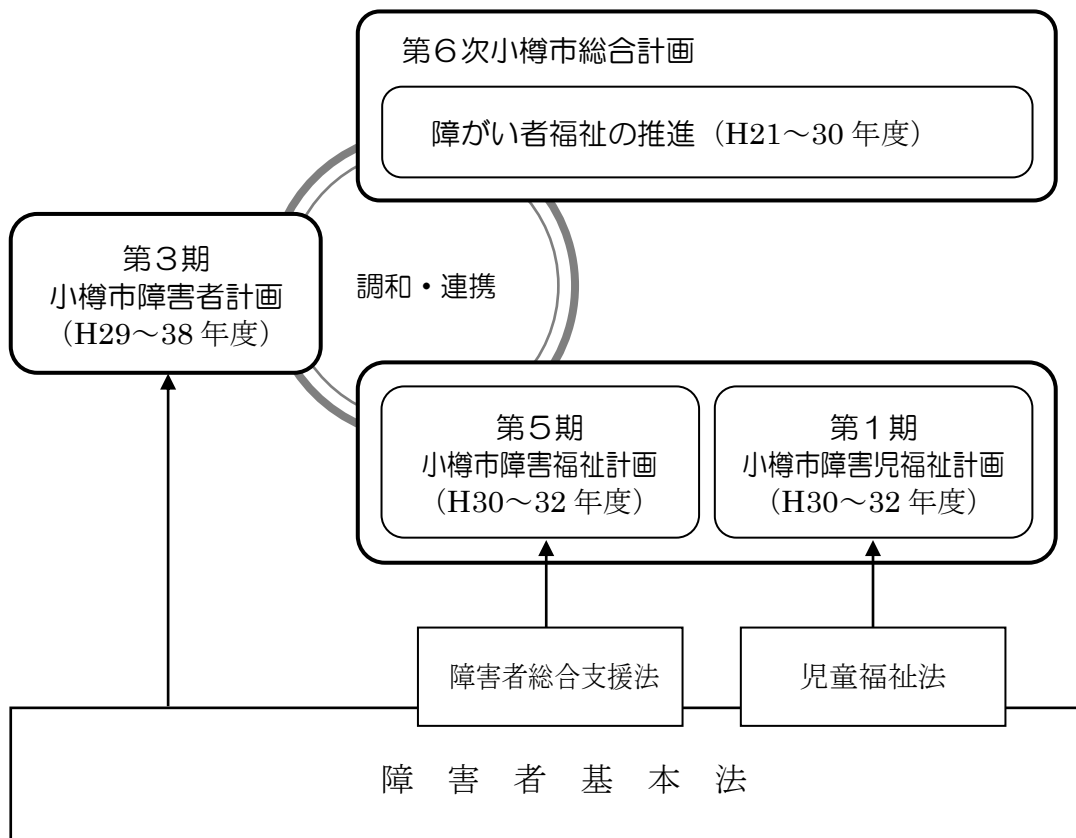
障害福祉計画は、障害者総合支援法第87条第1項で定める国の基本方針に即して、同法第88条第1項に「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」と規定されている計画です。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の19で定める国の基本方針に即して、同法第33条の20において障害児通所支援等の提供体制の整備等に関する計画と規定されているものです。

ともに、「第6次小樽市総合計画」、平成29年度に策定した「第3期小樽市障害者計画」と調和を図りながら、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関する3年間の実施計画と位置づけるものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者施策との一体的な推進を図るため、障害福祉計画と一体のものとして策定することができることから、小樽市では、一体のものとして策定します。

<計画の位置づけ>



3 障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的

障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

4 障害福祉計画、障害児福祉計画の基本的方針

「第4期小樽市障害福祉計画」の考え方を踏襲するとともに、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針との調和を図りながら次期計画を策定し、その施策を推進します。

（1）障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人の自己決定を尊重し、自ら選択する障害福祉サービス等により、自立と社会参加を図るよう支援します。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体、知的、精神、難病患者等及び障がい児に対し、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携により、障がい種別によらない障害福祉サービスの提供、充実に努めます。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援などを地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

障がいのある人も一人の人間、障がいのある子どもも一人の子どもであるという視点を大切にし、介護保険施策、子育て支援施策などと連携を図りながら、障がいのある人もない人も共に支えないながら地域で生活することができるよう仕組みづくりを検討します。

（５） 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供できる体制の構築が必要です。

また、障がいのある子ども、その子どもを支える家族の抱える様々な心配や課題を解決していくためには、総合的な家族支援が必要となります。

障がいのある子どもとその家族が安心して地域で生活できるよう、分野を超えた支援体制の構築を図ります。

５ 障害福祉計画、障害児福祉計画の期間

第５期小樽市障害福祉計画は、第４期障害福祉計画で策定した施策や数値目標等の必要な見直しを行い、平成３０年度から３２年度までの３カ年を計画期間とするものです。

また、第１期障害児福祉計画も、第５期障害福祉計画と併せて、平成３０年度から３２年度を計画期間とします。

平成 18～20 年度	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27～29 年度	→	平成 30～32 年度
第 1 期障害福祉計画期間	第 2 期障害福祉計画期間	第 3 期障害福祉計画期間	第 4 期障害福祉計画期間		第 5 期障害福祉計画期間
					第 1 期障害児福祉計画期間

６ 障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に当たって

（１）計画の見直し体制

ア 協議会における協議

障害者総合支援法の規定に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において、委員の方々と協議を行いました。

また、この協議会における「福祉井戸端部会」や、「地域サポート部会」、「こども支援部会」等において、福祉や介護等関係機関、当事者や家族の方々等から幅広い意見を伺いました。

イ 関係部局との連携

福祉部や保健所、教育委員会における関係課かいとの協議を行いました。

＜小樽市障がい児・者支援協議会＞

障害者総合支援法第 89 の 3 の規定に基づき、設置している。

福祉団体、障害者関係団体、親の会等の代表者で構成する。小樽市障害福祉計画に関することは、この協議会で所掌する。

（２）ニーズ等の把握

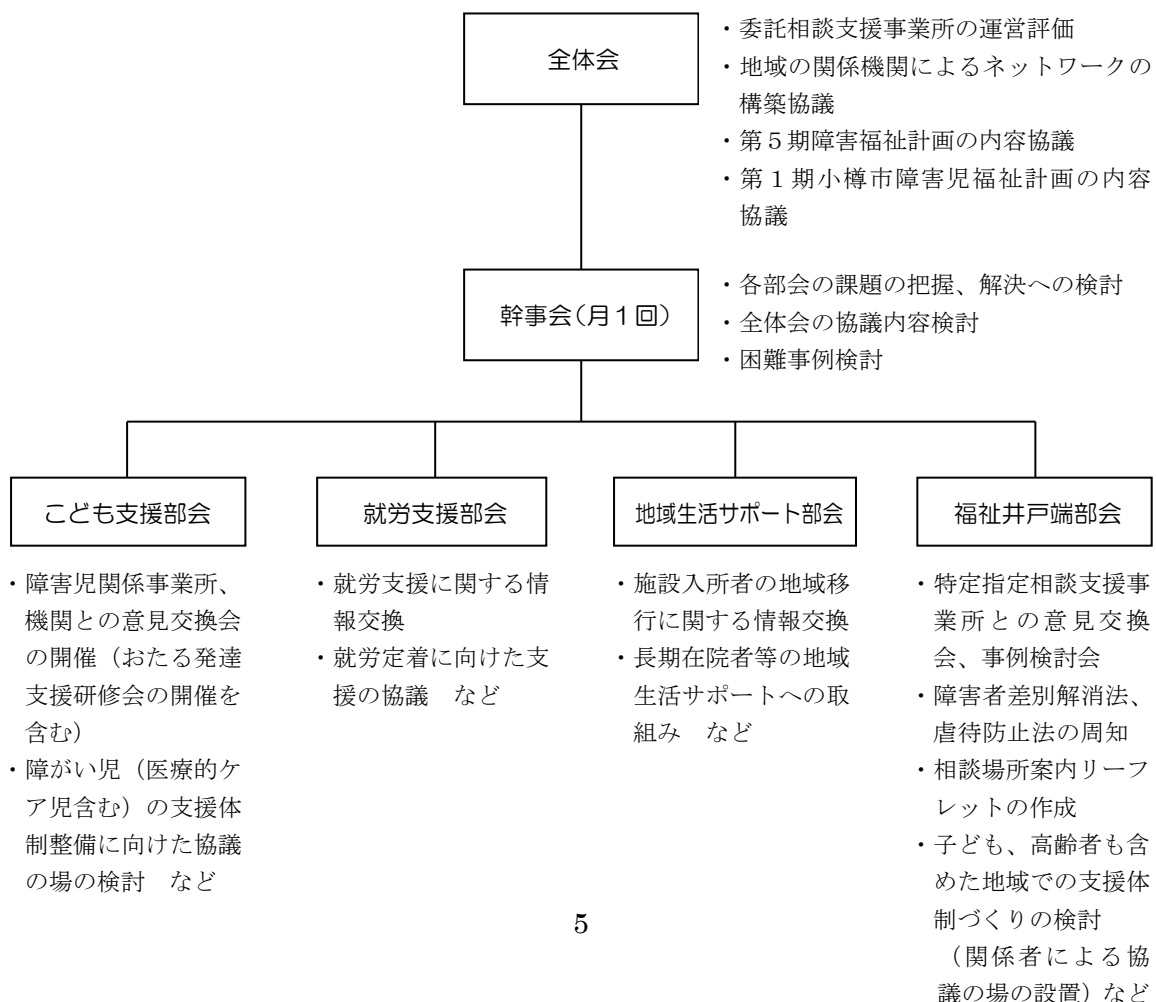
本計画の数値目標や障害福祉サービス等の必要量を見込むに当たっては、第４期障害福祉計画における計画期間内の利用実態の分析をするとともに、障害福祉サービス事業所の開設状況や、福祉関係機関関係者の意見などを踏まえ、ニーズの把握に努めました。

また、広く市民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

（３）北海道との連携

本計画の策定に当たっては、北海道の示す「第５期北海道障がい福祉計画」及び「第１期北海道障がい児福祉計画」に基づく北海道の目指す方向を基本としつつ、本市の実情等を踏まえ作成しました。

＜小樽市障がい児・者支援協議会運営体制＞



Ⅱ. 障害者手帳交付者数及びサービス提供基盤の状況

1 障害者手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	身体障がい者 (身体障害者手帳)	知的障がい者 (療育手帳)	精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳)	計
平成24年度	7,439	1,142	514	9,095
平成25年度	7,429	1,191	541	9,161
平成26年度	7,247	1,242	593	9,082
平成27年度	7,060	1,291	625	8,976
平成28年度	6,896	1,273	683	8,852

(1) 身体障がい者(児)の状況

① 身体障害者手帳交付者数の推移

ア 障害程度等級別

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成24年度	2,371	1,244	1,279	1,731	458	356	7,439
平成25年度	2,361	1,183	1,267	1,832	438	348	7,429
平成26年度	2,300	1,123	1,242	1,816	425	341	7,247
平成27年度	2,251	1,071	1,194	1,781	419	344	7,060
平成28年度	2,212	1,036	1,148	1,753	410	337	6,896

イ 障害種類別

(単位：人 各年度末)

	肢体不自由	聴覚障害	内部障害	視覚障害	言語障害	計
平成24年度	4,248	608	2,096	433	62	7,439
平成25年度	4,185	609	2,166	425	44	7,429
平成26年度	4,036	626	2,142	401	42	7,247
平成27年度	3,875	614	2,133	395	43	7,060
平成28年度	3,712	606	2,148	381	49	6,896

(2) 知的障がい者（児）の状況

① 療育手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	療育手帳A			療育手帳B			合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
平成24年度	51	414	465	142	535	677	1,142
平成25年度	52	433	485	159	547	706	1,191
平成26年度	49	437	486	172	584	756	1,242
平成27年度	46	450	496	182	613	795	1,291
平成28年度	43	429	472	186	615	801	1,273

A 判定：重度・最重度 B 判定：軽度・中度

(3) 精神障がい者（児）の状況

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

ア 障害等級別

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	計
平成24年度	64	332	118	514
平成25年度	58	342	141	541
平成26年度	64	371	158	593
平成27年度	74	390	161	625
平成28年度	76	417	190	683

2 主なサービス提供基盤の整備状況

障害福祉サービスは、障がいのある人の在宅生活、施設生活を支援するために提供されるサービスで、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分かれます。また、障がいのある子ども、支援が必要な子どもに対し、「障害児通所支援」サービスがあります。

小樽市内には様々なサービスを提供する事業所があり、日中活動、社会参加活動の場として重要な役割を果たしています。

(1) 訪問系サービス

主に在宅で受けるサービスです。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H24.3	H27.3	H30.3
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行う。	13	16	17
重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を要する者に、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援する。	11	15	16
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護など必要な援護を行う。	1	1	2
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するものに、移動時及び外出先において視覚的情報の支援や必要な移動の援護等を行う。	6	7	9
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者で、意思疎通を図ることに著しい障がいがある者のうち、寝たきり状態にある者、知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練などを包括的に支援する。	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

事業所へ通所をして受けるサービスです。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H24.3	H27.3	H30.3
生活介護	常時介護等が必要な者に、障害者支援施設等において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能、生活能力向上のために必要な援助を行う。	8	16	16
自立訓練（機能）	身体障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活相談その他必要な支援を行う。	0	0	0
自立訓練（生活）	知的又は精神障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むのに必要な訓練その他必要な支援を行う。	3	1	1
就労移行支援	就労を希望し雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、一定期間、生産活動、職場体験などの活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	4	5	5
就労継続支援 A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	1	2	2
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、通常の事業所に雇用されることが困難な者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	11	17	19
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	8	8	6

療 養 介 護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などを要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において支援を行う。	0	2	2
---------	---	---	---	---

(3) 居住系サービス

入所施設等で夜間に住まいの場として受けるサービスです。

サービス名	事 業 内 容	事 業 所 数		
		H24.3	H27.3	H30.3
施 設 入 所 支 援	施設に入所する障がい者に、夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。	3	5	5
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	共同生活援助は、夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活に関する相談その他の必要な日常生活上の支援を行う。	84	67 (グループホームとケアホームの一元化)	69

（４）障害児通所支援

平成 24 年 4 月に、児童福祉法が改正され、児童デイサービス事業が「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」に変更されるとともに、「保育所等訪問支援」という新たなサービスが加わりました。

障がいのある子ども、支援を必要とする子どもが通所して療育や訓練を受けることができる事業所は、前計画期間から大幅な増加となりました。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H24.3	H27.3	H30.3
児童デイサービス	障がい児につき、知的障害児施設等に通わせ日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	3	0	0
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	—	6	14
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	—	6	13
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	—	2	3

Ⅲ. 計画推進の具体的な取組

第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の推進に当たり、次に掲げる施策等に取り組めます。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 訪問系サービスの推進

障がいのある人が在宅で生活するために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）について、障がい種別に関係なくサービスを受けられるよう、サービス提供事業者や相談支援事業所との連携による支援体制の整備を推進します。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の日中活動の場や社会参加活動の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等）を提供できるよう、サービス提供事業者との連携による日中活動系サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活への移行の環境整備

障がいのある人の施設入所等から地域生活への移行を推進するため、地域における居住の場として社会福祉法人や NPO 法人等による共同生活援助（グループホーム）の整備の推進に努めます。

(4) 地域生活への支援（「自立生活援助事業」の創設）

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、適切な支援を行うことができるよう、自立生活援助事業者等との連携による支援体制づくりを行います。（平成30年度より新たなサービスとして創設）

(5) 就労定着に向けた支援の推進（「就労定着支援事業」の創設）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じた場合に、就労定着支援事業者が障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握し、課

題の解決に向けて必要な支援を行うことで、職場定着を図れるような体制づくりを行います。

（平成30年度より新たなサービスとして創設）

2 相談支援の提供体制の確保

（１） 相談支援体制の確立

小樽市が地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」業務を担い、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所などと連携しながら、障がいのある人が地域で安心して生活できるような体制を更に強固なものとするよう努めます。

（２） 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がいのある人が、障害者支援施設や病院等から地域での生活へ移行する際に、相談支援事業所が中心となり、関係機関と連携しながら支援する体制を確保します。

また、地域生活へ移行したのちの地域での定着はもとより、地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行支援と併せて、地域定着支援等に係るサービス提供体制の充実を図ります。

（３） 地域生活支援の拠点づくりによる関係機関との連携体制の構築

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態にも対応できるような拠点づくりを行い、関係機関と連携しながら、地域生活を支援します。

3 障がい児支援の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の確立

小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園を中心に、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所などと連携しながら、障がいのある子どもが地域で安心して生活できるような相談体制を更に強固なものとするよう努めます。

また、ペアレントメンターの活用による家族支援体制の整備に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもや支援を要する子どもなどの個々のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健所、保育所や幼稚園、医療機関、相談支援事業所、障害児通所支援事業所などとの連携の強化に努めます。

また、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る体制の整備を図ります。

(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健所、病院、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する体制づくりに努めます。

また、重度の障がいがあるため、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出をすることが困難な障がいのある子どもに対し居宅で発達支援のサービスを提供できるよう、相談支援事業所や通所支援事業所と連携しながら、その体制づくりを図ります。

(居宅訪問型児童発達支援：平成30年度より新たなサービスとして創設)

IV. 平成32年度における成果目標の設定

成果目標の設定については、国の基本的指針及び北海道の障害福祉計画等策定指針に基づく北海道の目指す方向性を踏まえ、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に定める目標値

地域移行者数：平成28年度末入所者の9%以上

施設入所者数：平成28年度末入所者の2%以上削減

平成28年度末時点に、本市が援護の実施機関となり、市内や道内各地の福祉施設に入所している障がい者は 278人 です。

[地域生活への移行目標]

項 目	数 値	備 考
施設入所者数	278 人	平成29年3月31日の施設入所者数
目標値：地域生活移行者数	25 人	上記施設入所者の9%で設定
目標値：平成32年度末施設入所者数	272 人	上記施設入所者の2%削減で設定

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針に定める目標

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその他専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

長期入院をしている精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関や地域の相談支援事業者による努力だけではなく、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

そのため、当事者及び保健、医療、福祉などに携わる関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに、関係機関による協議の場を設けます。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に定める目標

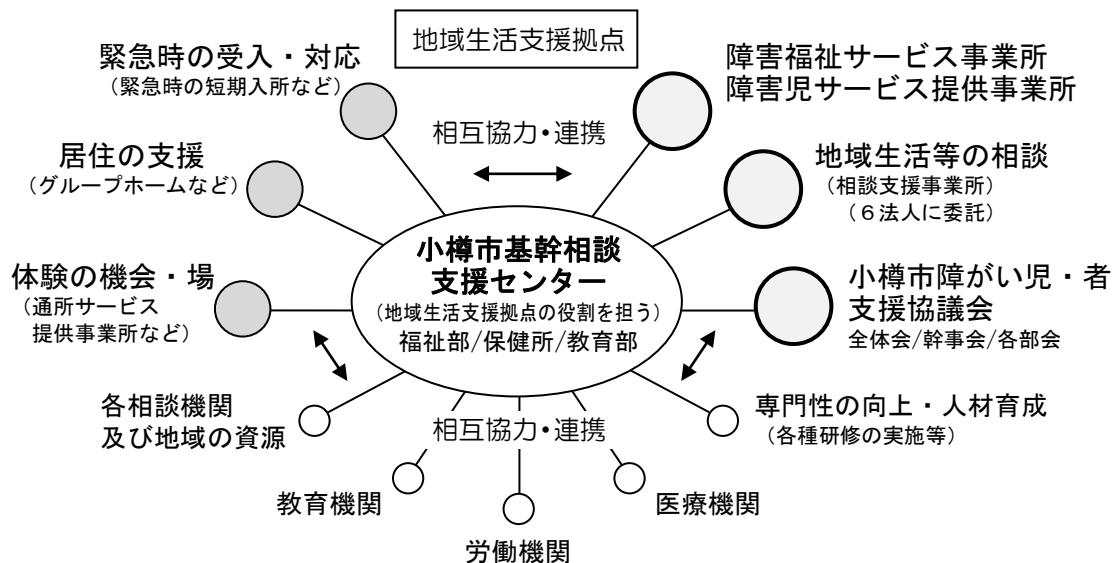
平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

「地域生活支援拠点」の整備は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応するなど、障がいのある人が地域で安心して暮らしすことのできるための体制として、各自治体で整備をするものです。拠点の目的は、次の2つです。

- 1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用
→ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
→ 障がいのある人の地域での生活を支援する。

小樽市では、小樽の実状に応じた支援体制として、地域にある様々な資源を結び、その資源を最大限に活用し、障がいのある人を地域で支援する包括体制の構築を目指します。

項目	数 値	備 考
地域生活支援拠点の整備	1 (面的整備)	地域の様々な機関がその機能を分担し、市がその役割をコーディネートする。



4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業所等利用者の一般就労移行者数：

平成28年度実績の1.5倍以上に

就労移行支援事業利用者数：平成28年度末利用者の2割以上増に

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所：

全体の5割以上に

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率：

8割以上に

本市では、就労移行支援事業所や、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば等と連携し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を支援します。

[福祉施設から一般就労への移行目標]

項 目	数 値	備 考
平成28年度の一般就労者数	14 人	福祉施設から一般就労した者の数
目標値：平成32年度の一般就労者数	21 人	平成28年度移行者の1.5倍を目標とする。

[就労移行支援事業の移行者数]

項 目	数 値	備 考
就労移行支援利用者数	42 人	平成29年3月の利用者数
目標値：平成32年度の利用者数	50 人	上記利用者の2割増を目標とする。

また、障がいのある人が一般就労した場合に、新たに創設される「就労定着支援」サービスを活用し不安や心配事を軽減しながら、職場に定着できるよう支援します。

5 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針に定める目標値

- 児童発達支援センターを市町村に少なくとも1ヶ所以上設置
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保
- 平成30年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

本市では、小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園が、障がいのある子どもへの支援体制の中核的な役割を果たしています。

また、市には、保育所等訪問支援を提供する事業所もあることから、専門の職員が、保育所や幼稚園、小学校等において、障がいのある子どもが集団生活に適應するための支援を行っています。

重症心身障がいのある子どもへの支援については、主に重い障がいのある子どもに対応する障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が市内に1箇所確保されており、保護者や相談支援事業所等と連携しています。

本市においては、近年、障害児通所支援や保育所等訪問支援を利用する障がいのある子どもの増加、提供する事業所の増加などにより、障がいのある子どもを取り巻く保健、医療、福祉、教育等関係機関による更なる連携体制の強化は重要なものであります。

在宅で生活している重症心身障がいのある子ども、医療的ケアを必要とする子どもも含め、障がいのある子どもが安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関が意見交換や情報交換などにより連携を強固にするための協議の場を定期的を開催するよう検討します。

V. 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

第4期計画の各年度の利用実績及び平成32年度までの見込量は、次のとおりです。

1 「訪問系サービス」のサービス見込量

障がいのある人が地域で安心した生活をするために、居宅介護（ホームヘルプ）や外出を支援する同行援護、行動援護などの訪問系サービスは重要な役割を担っています。

利用者数、利用時間ともに実績は下回っていますが、第5期計画期間は現状と同程度を見込みます。

単位：各年度3月サービス延利用時間／月
（利用者数）：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
居宅介護	第4期計画	2,690	2,835	2,980	-	-	-
	第4期実績	2,392	2,382	2,125	-	-	-
	第5期計画	-	-	-	2,200	2,200	2,200
	(利用者数)	(139)	(136)	(133)	(135)	(135)	(135)
重度訪問介護	第4期計画	840	890	940	-	-	-
	第4期実績	459	126	50	-	-	-
	第5期計画	-	-	-	100	100	100
	(利用者数)	(4)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)
行動援護	第4期計画	90	95	100	-	-	-
	第4期実績	122	99	95	-	-	-
	第5期計画	-	-	-	150	150	150
	(利用者数)	(8)	(7)	(8)	(9)	(9)	(9)
同行援護	第4期計画	520	550	580	-	-	-
	第4期実績	327	298	300	-	-	-
	第5期計画	-	-	-	350	350	350
	(利用者数)	(23)	(20)	(24)	(25)	(25)	(25)
重度障害者等包括支援	第4期計画	0	0	0	-	-	-
	第4期実績	0	0	0	-	-	-
	第5期計画	-	-	-	0	0	0
	(利用者数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2 「日中活動系サービス」のサービス見込量

障がい者の日中活動の場として、希望や目的に応じたサービスが提供されています。

いずれのサービスも、前計画期間に大幅な事業所数の増加がなかったことから、第5期計画期間も、現状の利用状況に若干の増加程度を見込みます。

なお、障がい者が福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、これまでも相談支援事業所、就労移行支援事業所等とともに取り組んできたところでありますが、平成30年4月から、新たなサービスとして「就労定着支援」事業が創設される予定です。このサービスは、就労移行支援等を利用し一般就労をした方に対し、就労に伴う様々な生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等を一定の期間行うものです。

単位：各年度3月サービス利用人数／月
(利用者数) 各年度3月サービス利用者数

サービス 種別		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度 (見込み)	H31 年度 (見込み)	H32 年度 (見込み)
生活介護	4 期見込量	11,615	11,915	12,215	-	-	-
	4 期利用量	10,204	10,520	10,252	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	10,367	10,464	10,561
	(利用者数)	(512)	(517)	(509)	(515)	(520)	(525)
自立訓練 (機能訓練)	4 期見込量	46	69	115	-	-	-
	4 期利用量	0	0	0	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	0	0	0
	(利用者数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自立訓練 (生活訓練)	4 期見込量	291	406	521	-	-	-
	4 期利用量	192	142	132	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	230	230	230
	(利用者数)	(10)	(7)	(6)	(10)	(10)	(10)
宿泊型自立訓練	4 期見込量	465	620	775	-	-	-
	4 期利用量	329	213	209	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	339	401	463
	(利用者数)	(11)	(8)	(7)	(11)	(13)	(15)
就労移行 支援	4 期見込量	1,081	1,196	1,311	-	-	-
	4 期利用量	920	803	805	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	971	1,040	1,086
	(利用者数)	(49)	(42)	(42)	(45)	(48)	(50)
就労継続 支援 A型	4 期見込量	805	920	1,035	-	-	-
	4 期利用量	721	735	769	-	-	-
	5 期見込量	-	-	-	846	869	892
	(利用者数)	(37)	(35)	(37)	(38)	(39)	(40)

サービス 種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
就労継続 支援 B型	4期見込量	6,264	6,494	6,724	-	-	-
	4期利用量	5,397	5,798	5,941	-	-	-
	5期見込量	-	-	-	7,323	7,553	7,783
	(利用者数)	(282)	(312)	(317)	(327)	(337)	(347)
就労定着 支援 (新規)	5期見込者数	-	-	-	10	10	10
短期入所	4期見込数	266	316	366	-	-	-
	4期利用数	140	196	139	-	-	-
	5期見込数	-	-	-	172	191	229
	(利用者数)	(21)	(26)	(25)	(30)	(35)	(40)
療養介護 人分	4期見込数	36	36	36	-	-	-
	4期利用数	34	32	33	-	-	-
	5期見込数				33	33	33

3 「居住系サービス」のサービス利用見込者数

グループホーム利用者は、親元から離れグループホームへ移行する人、施設から地域へ移行する人、福祉ホームから移行する人などが増える見込みです。

施設入所者は、高齢化や重度化などにより、地域移行を促進することに難しい課題もありますが、32年度末の成果目標として272人を見込みます。

また、新たなサービスとして、平成30年度から「自立生活援助」が創設される予定です。このサービスは、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで地域での自立を支援するものです。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス 種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
共同生活 援助	4期見込者数	205	215	225	-	-	-
	4期利用者数	214	235	233	-	-	-
	5期見込者数	-	-	-	240	245	250
施設入所 支援	4期見込者数	288	286	284	-	-	-
	4期利用者数	279	278	276	-	-	-
	5期見込者数	-	-	-	274	273	272
自立生活 援助 (新規)	5期見込者数	-	-	-	10	10	10

4 「相談支援」のサービス利用見込者数

第4期計画期間中に、すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することとし、そのための体制整備を進めました。

現在の状況としては、ほぼすべての利用者にサービス等利用計画が作成されています。

第5期計画期間も引き続き、サービス等利用計画に基づき、相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援します。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス 種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
計画相談 支援	4期利用見込数	1,150	1,200	1,250	-	-	-
	4期実利用者数	1,183	1,216	1,210	-	-	-
	5期利用見込数	-	-	-	1,240	1,270	1,300
地域移行 支援	4期利用見込数	5	5	5	-	-	-
	4期実利用者数	0	1	0	-	-	-
	5期利用見込数	-	-	-	5	5	5
地域定着 支援	4期利用見込数	5	5	5	-	-	-
	4期実利用者数	5	9	7	-	-	-
	5期利用見込数	-	-	-	10	10	10

5 「障害児相談支援」のサービス利用見込者数

第4期計画期間中に、障害福祉サービスを利用する障がいのある子どもにサービス等利用計画を作成することとなり、そのための体制整備を進めました。

現在の状況としては、サービスを利用するすべての障がいのある子どもに支援計画が作成されています。

第5期計画期間も引き続き、障害児相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援します。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス 種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
障害児 相談支援	4期利用見込数	300	310	320	-	-	-
	4期実利用者数	321	365	357	-	-	-
	5期利用見込数	-	-	-	372	387	402

6 「障害児通所支援」のサービス利用見込量

平成24年4月の児童福祉法の改正により、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」事業が開始され、平成28年度から29年度に市内で事業所が増加したことに伴い利用者、利用回数ともに増加しています。

特に、放課後等デイサービスの利用量は大幅な増加となっています。

また、児童福祉法の一部改正（平成30年4月）により、新たなサービスとして、重度の障がいがあり外出することが困難な子どもに、居宅を訪問し発達支援を行うサービスが新たに創設される予定です。（居宅訪問型児童発達支援）

第5期計画期間も、新たなサービス利用を含め、支援を要する子どもの増加を見込みます。

単位：各年度3月サービス延利用時間／月

（利用者数）：各年度3月サービス利用者数

サービス 種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (見込み)	H31年度 (見込み)	H32年度 (見込み)
児童発達 支援	4期見込量	800	825	850	-	-	-
	4期利用量	882	986	951	-	-	-
	5期見込量	-	-	-	993	1,035	1,076
	(利用者数)	(165)	(173)	(165)	(170)	(175)	(180)
医療型児 童発達支 援	4期見込量	0	0	0	-	-	-
	4期利用量	0	0	0	-	-	-
	5期見込量	-	-	-	0	0	0
	(利用者数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
放課後等 デイサー ビス	4期見込量	525	535	545	-	-	-
	4期利用量	720	1,241	1,396	-	-	-
	5期見込量	-	-	-	1,432	1,470	1,507
	(利用者数)	(114)	(143)	(180)	(185)	(190)	(195)
保育所等 訪問支援	4期見込量	5	8	10	-	-	-
	4期利用量	1	7	8	-	-	-
	5期見込量	-	-	-	10	16	20
	(利用者数)	(1)	(4)	(2)	(5)	(8)	(10)
居宅訪問 型児童発 達支援 (新規)	5期見込者量 (利用者数)	-	-	-	8	8	8

VI. 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の地域での生活を支える事業を、市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業です。

「相談支援事業」や「意思疎通支援事業」など国が定める必須事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人の日常生活又は社会生活を支援するために必要な事業を任意事業として実施します。

1 実施する事業の内容

本市では、第5期計画期間中に、次の事業を実施します。

<必須事業>

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、指導などを行うとともに、障がいのある人と障害福祉サービス事業者との連絡調整などを行います。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

② 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

（４）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用を支援することにより、権利擁護を図ります。

（５）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、手話通訳及び要約筆記の派遣事業等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、代筆・代読・音声訳による支援の仕組みづくりを検討します。

（６）日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具や住宅改修費の給付、点字図書給付などにより、日常生活上の便宜を図り、在宅福祉を増進します。

（７）移動支援事業

障がいのある人に対し、移動介護、視覚障害者ガイドヘルパー派遣、リフト付き乗用車による送迎、リフト付きマイクロバスの運行により、社会参加の促進を図ります。

（８）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域活動支援センターにおいて、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与し、地域生活の促進を図ります。

＜任意事業＞

（１）福祉ホーム運営事業

福祉ホームにおいて、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

（２）訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車による訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

（３）生活訓練事業

口頭摘出者に対し、食道発声法、電気発声法などにより発声訓練を行い、生活の質の向上、社会復帰の促進を図ります。

（４）日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

（５）社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を支援するための事業を実施します。

- ・ 奉仕員養成事業

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員・録音図書奉仕員

- ・ 点字・声の広報等発行事業

- ・ 自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業

（６）地域移行のための安心生活支援

障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や地域定着を支援することを目的に、地域生活を支援するためのサービス提供体制の調整を図るコーディネーターの配置を検討します。

2 各年度におけるサービス量の見込み

< 必須事業 >

サービス体系		単 位		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度 (見込み)	H31 年度 (見込み)	H32 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
自発的活動支援事業	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
相談支援事業									
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	第4期計画	6	6	6	-	-	-	
		第4期実績	6	6	6	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	6	6	6	
基幹相談支援 センター	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
市町村相談支援事業 機能強化事業	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
住宅入居等支援事業	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
成年後見制度利用支援 事業	実施の有無	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
	「有」・・・1	第4期実績	1	1	1	-	-	-	
	「無」・・・2	第5期計画	-	-	-	1	1	1	
意思疎通支援事業									
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用 見込者数 (人)	第4期計画	550	560	570	-	-	-	
		第4期実績	467	501	510	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	520	530	540	
手話通訳者設置事業	実登録 見込者数 (人)	第4期計画	19	21	23	-	-	-	
		第4期実績	18	20	21	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	22	23	24	
日常生活支援用具給付事業									
介護・訓練等支援用具	給付件数	第4期計画	6	6	6	-	-	-	
		第4期実績	7	12	10	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	10	10	10	
自立生活支援用具	給付件数	第4期計画	30	30	30	-	-	-	
		第4期実績	29	23	26	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	26	26	26	

	在宅療養等支援用具	給付件数	第4期計画	18	18	18	-	-	-
			第4期実績	21	16	18	-	-	-
			第5期計画	-	-	-	18	18	18
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	第4期計画	40	40	40	-	-	-
			第4期実績	48	41	44	-	-	-
			第5期計画	-	-	-	44	44	44
	排泄管理支援用具	給付件数	第4期計画	4,850	4,900	4,950	-	-	-
			第4期実績	4,832	4,582	4,700	-	-	-
			第5期計画	-	-	-	4,750	4,800	4,850
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	第4期計画	2	2	2	-	-	-
			第4期実績	1	4	2	-	-	-
			第5期計画	-	-	-	2	2	2
移動支援事業	実利用見込者数	第4期計画		110	115	120	-	-	-
	延利用見込時間数			6,050	6,100	6,150	-	-	-
	実利用見込者数	第4期実績					-	-	-
	延利用見込時間数			5,879	5,925	6,000	-	-	-
	実利用見込者数	第5期計画		-	-	-			
	延利用見込時間数			-	-	-	6,000	6,000	6,000
地域活動支援センター	実施箇所数	第4期計画		3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数			320	320	320	-	-	-
	実施箇所数	第4期実績		3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数			272	251	292	-	-	-
	実施箇所数	第5期計画		-	-	-	3	3	3
	実利用見込者数			-	-	-	300	300	300

<任意事業>

サービス体系	単 位		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度 (見込み)	H31 年度 (見込み)	H32 年度 (見込み)	
福祉ホーム運営 事業	実設置見込数	第4期計画	2	2	2	-	-	-	
		第4期実績	2	2	2	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	2	2	2	
訪問入浴サービス 事業	実利用見込者 数	第4期計画	5	5	5	-	-	-	
		第4期実績	2	2	2	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	3	3	3	
生活訓練事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第4期計画	1	1	1	-	-	-	
		第4期実績	1	1	1	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	1	1	1	
日中一時支援事業	利用人数	第4期計画	70	70	70	-	-	-	
		第4期実績				-	-	-	
		第5期計画	-	-	-				
社会参加促進事業									
点字・声の広報 発行事業	「広報おたる」 発行回数	第4期計画	12	12	12	-	-	-	
	「小樽市議会だ より」発行回数		4	4	4	-	-	-	
	「広報おたる」 発行回数	第4期実績	12	12	12	-	-	-	
	「小樽市議会だ より」発行回数		4	4	4	-	-	-	
	「広報おたる」 発行回数	第5期計画	-	-	-	12	12	12	
	「小樽市議会だ より」発行回数		-	-	-	4	4	4	
奉仕員養成事業									
手話奉仕員 養成事業	受講人数	第4期計画	75	75	75	-	-	-	
		第4期実績				-	-	-	
		第5期計画	-	-	-				
	要約筆記奉 仕員養成事 業	受講人数	第4期計画	12	12	12	-	-	-
			第4期実績				-	-	-
			第5期計画	-	-	-	12	12	12
	点訳奉仕員 養成事業	受講人数	第4期計画	-	20	-	-	-	-
			第4期実績				-	-	-
			第5期計画	-	-	-	-	20	-
	録音図書奉 仕員養成事 業	受講人数	第4期計画	20		20	-	-	-
			第4期実績				-	-	-
			第5期計画	-	-	-			
自動車運転免許 取得費助成事業	助成件数	第4期計画	5	5	5	-	-	-	
		第4期実績	0	2	2	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	5	5	5	
自動車改造費 助成事業	助成件数	第4期計画	5	5	5	-	-	-	
		第4期実績	1	0	2	-	-	-	
		第5期計画	-	-	-	5	5	5	

VII. その他

1 権利擁護の推進

(1) 虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、虐待防止に係る取組には、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要です。

小樽市では、福祉部内に「小樽市障害者虐待防止センター」を設置し、「小樽市虐待防止対応マニュアル」に基づき、北海道などと連携し、住民等からの虐待に関する通報等に速やかに対応しています。

また、関係機関からなる「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を中心とした関係者のネットワークづくりを行い、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速な対応等に取り組むとともに、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、虐待の防止に努めています。

(2) 差別解消法への取組

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の施行（平成28年4月）に伴い、小樽市では、「職員対応要領」を作成し、職員による障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮の提供」の周知・対応の徹底に努めています。

また、既存の「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を、差別解消のための関係機関の協議の場の役割を加えた「小樽市障害者虐待防止・差別解消連携協議会」とし、関係機関による情報共有等の体制整備を図っています。

2 コミュニケーション支援の推進

障がいのある人のコミュニケーション手段には、手話、点字、要約筆記、音訳、平易な表現など多様なものがあることから、障がいの特性に応じた多様な手段を利用できる環境整備を図ります。

また、コミュニケーションを支援する手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成に努めます。

3 心のバリアフリーの推進

外見からは障がいがあるとか配慮を必要としていることなどが分かりにくい方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる環境づくりとして、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図ります。

このような活動を通して、障がいのある人への理解が深まり、障がいの有無にかかわらず、市民に心のバリアフリーが浸透していくような活動に取り組めます。



Ⅷ. 計画の推進等

1 連携・協力の確保

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などの見込量を確保するためには、地域全体で障がいのある人を支える力を高め、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要になります。

「小樽市障がい児・者支援協議会」を中心とした関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、事業の推進に努めます。

2 計画の点検・評価

毎年度、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などについて、その進捗状況を点検・評価するとともに、「小樽市障がい児・者支援協議会」の意見などを踏まえ、次期障害福祉計画の策定に反映させます。

また、障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「小樽市障がい児・者支援協議会」において分析及び評価を行います。

3 情報提供

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに関する情報について広報やパンフレット、ホームページに掲載するなど、障がいのある人や地域住民への情報提供に努めます。

第5期小樽市障害福祉計画
第1期小樽市障害児福祉計画

平成30年3月発行

小樽市福祉部 障害福祉課
小樽市花園2丁目12番1号
TEL 0134-32-4111（市役所代表）
FAX 0134-22-6915（障害福祉課直通）